

主に本文のみの新旧対照表となります。

頁 行	新	旧
130頁下から9行	<u>(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下「労働施策総合推進法」という)第9条及び職業安定法第3条)</u>	<u>(雇用対策法第10条及び職業安定法第3条)</u>
132頁19行	<u>労働施策総合推進法第9条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(以下「労働施策総合推進法施行規則」という)第1条の3</u>	<u>雇用対策法第10条及び雇用対策法施行規則第1条の3</u>
191頁下から4行	(c) 派遣先から派遣元事業主に募集情報を提供し、当該派遣元事業主を通じて <u>当該派遣労働者</u> に周知すること	(c) 派遣先から派遣元事業主に募集情報を提供し、当該派遣元事業主を通じて <u>当該特定有期雇用派遣労働者</u> に周知すること
197頁下から10行	<u>労働施策総合推進法第9条及び職業安定法第3条)</u>	<u>(雇用対策法第10条及び職業安定法第3条)</u>
353頁12行目(中断の表)	スタッフからの主な相談 労働契約 平成29年度割合 <u>29.0%</u>	スタッフからの主な相談 労働契約 平成29年度割合 <u>2.9%</u>